

高岡市民病院入院患者用資材提供に係る諸条件

1 運営事業者の地位

患者への入院用資材の提供は本院の必須業務とは言えないことから、提供事業者との間に委託契約を結ぶものではなく、また病院として物資の貸付等を行うものでないことから、本院施設内において事業を営む「行政財産使用許可事業者」として取り扱います。

2 事業期間

今回の募集に関する事業期間は、令和2年10月1日～令和7年9月30日（5年間）となります。ただし、本院もしくは事業者側に、やむを得ず運営を継続できない事情が生じた場合には、終了を希望する日の3か月前までの申し出を基本としたうえ、双方で協議を行い、合意が得られた場合には、期間の変更を行うこととします。

3 費用負担

事業の実施にあたり、備品類や通信を行う場合には、費用は運営者の負担となります。

行政財産の使用許可料については、院内で占有する面積等にも関わることから、現時点での通知はいたしません。

4 禁止事項

- ・提案資料及び選考会にて提示された内容以外での営業は原則認められません。また、使用許可に係る権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。
- ・事業者は、病棟内において、直接患者と接することは許可しません。

5 その他条件

- ・汚損リネンの回収等病院内での業務については、清潔感のある身なり、接遇での運営をお願いします。
- ・必要な法令・基準等を遵守するだけでなく、出入りする職員等関係者の健康管理を含む感染症対策を行ってください。また、頻繁に院内に出入りすることが想定される職員がいる場合には、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）について、予防接種の勧奨や抗体価の確認を行うなど、事前の配慮をお願いします。
- ・公共施設としての美観保持に配慮願います。
- ・物品の搬入に係る経路等については、当院の指定に従ってください。
- ・運営状況等については、適宜報告を求める場合があります。